

北海道スポーツ少年団表彰規程

第1条 この規程は、北海道スポーツ少年団設置規程第4条第8号に基づき、北海道スポーツ少年団の表彰に関することを定める。

第2条 表彰は、北海道のスポーツ少年団活動の普及振興に貢献したもので、次の各号の一に該当するものについて行う。

- (1) 多年にわたりスポーツ少年団の指導者としてスポーツ少年団活動の育成指導にあたり、その功績の顕著な者。
- (2) 多年にわたりスポーツ少年団として優れた活動を続け、その実績が他の模範となるスポーツ少年団。
- (3) 多年にわたりスポーツ少年団の育成発展に貢献し、その功績の顕著な者又は団体。
- (4) 前各号のほか、北海道スポーツ少年団本部長が特に功績顕著と認めた者又は団体。

第3条 表彰は、各管内スポーツ少年団協議会から推薦されたもの及び北海道スポーツ少年団が特に必要と認めるものについて、北海道スポーツ少年団常任委員会が選考して行う。

- 2 前項の推薦は、別に定める「北海道スポーツ少年団表彰推薦要領」によるものとする。

第4条 第2条の表彰は、表彰状を贈って行う。

第5条 表彰は、毎年体育の日（10月の第二月曜日）で行うほか、必要が生じた場合はその都度行うものとする。

附則1

この規程は、昭和62年 5月22日から施行する。

附則2

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

附則3

この規程は、平成15年9月12日から一部改正する。

北海道スポーツ少年団表彰推薦要領

- 1 この要領は、北海道スポーツ少年団表彰規程（以下「表彰規程」という）第3条第2項に基づき、被表彰者の推薦にかかる必要事項について定める。
- 2 この表彰規程に基づき推薦されるものは、その事績に関し、公益財団法人北海道体育協会並びに北海道スポーツ少年団から表彰されたことのないものとする。
- 3 表彰規程第2条各号に該当するものは次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 各号の多年とは、10年を経過したものと読み替える（登録をした当該年度を含む）。
 - (2) 1号の指導者とは、登録指導者であり有資格者とする。
有資格者とは、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく次のものとする。
 - ア スポーツ少年団指導者（認定員・認定育成員）
 - イ ジュニアスポーツ指導員
 - (3) 2号のスポーツ少年団とは、登録された単位少年団とする。
 - (4) 3号に該当するものは次のものとする。
 - ア 市町村スポーツ少年団、管内スポーツ少年団協議会、北海道スポーツ少年団のそれぞれの役職者
 - イ 単位母集団、市町村スポーツ少年団
- 4 表彰規程第3条に基づく推薦は、次によるものとする。
 - (1) 市町村スポーツ少年団は、表彰規程第2条第1号、第2号に該当するもの及び第3号該当の市町村スポーツ少年団役職者並びに単位母集団を推薦書により（別記様式1及び2）管内スポーツ少年団協議会に期日までに推薦するものとする。
 - (2) 管内スポーツ少年団協議会は、表彰規程第2条第3号に該当する市町村スポーツ少年団及び管内スポーツ少年団協議会役職者を推薦書（別記様式1及び2）により、北海道スポーツ少年団に提出するものとする。
 - (3) 管内スポーツ少年団協議会は、管内の推薦書を表彰候補者名簿（別記様式3）に取りまとめ、北海道スポーツ少年団に提出するものとする。
 - (4) 推薦書の提出期限は、市町村スポーツ少年団にあつては毎年6月30日、管内スポーツ少年団協議会にあつては毎年7月31日とする。
- 5 この要領は、昭和62年5月22日から施行する。
但し、3の(2)の「有資格者」については、平成11年4月1日から適用する。